

会第1号

滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

提出者 滋賀県議会議会運営委員会

委員長 宇賀 武

滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例

滋賀県議会委員会条例（昭和31年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第16条（傍聴の取扱）	「第16条（公開）
第17条（秘密会）	第17条（出席説明の要求）
第18条（出席説明の要求）	を 第18条（議事妨害および離席の禁止）
第19条（議事妨害および離席の禁止）	第19条・第20条（秩序保持に関する措置）」
第20条（秩序保持に関する措置）」	

に改める。

第16条を次のように改める。

（公開）

第16条 委員会は、これを公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。

第17条を削り、第18条を第17条とし、第19条を第18条とする。

第20条の見出しを削り、同条を第19条とし、同条の前に見出しとして「（秩序保持に関する措置）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第20条 傍聴人が公然と可否を表明し、または騒ぎ立てる等議事を妨害するときは、委員長は、これを制止することができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当該傍聴人を退場させることができる。

3 傍聴席が騒がしいときは、委員長は、全ての傍聴人を退場させることができる。

4 前3項に定めるもののほか、委員会の傍聴については、議長の定めるところによる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。